

(総務委員会)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、民間における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、長期勤続者に対する退職手当の支給水準の引下げ

長期勤続者に対する退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した額に乗じる調整率を百分の百十から百分の百四に引き下げる。

二、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置の見直し

退職の日における俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表九号俸相当額以上である者を特例措置の対象から除くとともに、定年と退職年齢との差一年当たりの俸給月額の割増率を俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合とする。

三、独立行政法人等役員として在職した後再び職員となつた者に対する退職手当の特例規定の整備

任命権者の要請に応じ、引き続き独立行政法人等で政令で定めるものの役員となるため退職をした場合には、退職手当を支給しないこととし、独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた場合には、在職期間の通算を行うこと等所要の規定を整備する。

#### 四、施行期日及び経過措置

1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、二及び三は公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日までの間における調整率を百分の百七とする経過措置を定めること等所要の規定を整備する。